

枚方市条例第 17 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会の項及び枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会の項を削り、枚方市予防接種健康被害調査会の項の次に次のように加える。

枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会	枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
-------------------------------	--	------	---------------------------------------	--------

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民	
--------------	--	-------	--	--

附 則 [令和5年3月20日公布]

この条例は、公布の日から施行する。